広島県知事 ⑴第02719号	サタケ・ビジネス・サポート株式会社
徳島県知事 ⑴第00863号	株式会社阿南造花
東京都知事 ⑴第31513号	アーバンキュー

平成26年３月18日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（退会）

登録番号	商号、名称又は氏名
岡山県知事 ⑻第01263号	Ｆ．Ｋファイナンス
大分県知事 ⑽第00229号	大分リース株式会社
東京都知事 ⑵第31114号	アライアンスパートナーズ株式会社
関東財務局長 ⑸第01494号	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
東京都知事 ⑴第31447号	東新商事株式会社
関東財務局長 ⑴第01498号	一般財団法人競馬共助会
大阪府知事 ⑴第12975号	池田泉州コーポレート・パートナーズ株式会社
大阪府知事 ⑴第12976号	池田泉州ターンアラウンド・パートナーズ株式会社

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
平成26年２月１日	北陸財務局長 ⑽第00024号	株式会社福井カード（株式会社福井ディーシーカード）

平成26年３月18日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
福岡県知事 ⑻第04573号	ファースト・リース
秋田県知事 ⑽第00402号	株式会社あきたローンセンター
東京都知事 ⑼第08367号	株式会社ヤマイチ
近畿財務局長 ⑼第00386号	株式会社連専
東京都知事 ⑸第20096号	日軽ニュービジネス株式会社
東京都知事 ⑵第31060号	株式会社新東京信菱
東京都知事 ⑵第31282号	株式会社サンタキャピタル
東京都知事 ⑴第31485号	株式会社Ｃａｓａ

平成26年３月18日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（不更新）

登録番号	商号、名称又は氏名
高知県知事 ⑽第00063号	株式会社スーパー商店

平成26年３月18日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（取消し）

登録番号	商号、名称又は氏名
岩手県知事 ⑹第00809号	株式会社第一ファイナンス

告　示

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、千葉労働局の関係労働者を代表する者鈴木光の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成26年４月４日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、千葉労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成26年４月15日

４　推薦書及び添付書類提出先　千葉労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

㈱１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　開　収

第482回電波監理審議会の意見の聴取について

放送法（昭和25年法律第132号）第178条第１項の規定により意見の聴取を行うこととなったので、同条第３項において準用する電波法（昭和25年法律第131号）第99条の12第４項の規定に基づき公告します。

平成26年４月４日

電波監理審議会

主任審理官　雨宮　　明

１　事案の表示

⑴　株式会社大日光ケーブルテレビに係る一般放送の業務に関する登録の取消し

⑵　環境エンジニアリング株式会社に係る一般放送の業務に関する登録の取消し

２　事案の要旨

株式会社大日光ケーブルテレビ及び環境エンジニアリング株式会社は、放送法第131条第１号に該当することから一般放送の業務に関する登録の取消しを行うものである。

３　意見の聴取の期日　平成26年４月16日（水）午後２時から

４　場所　東京都千代田区霞が関２丁目１番２号　総務省（中央合同庁舎２号館）1002会議室

５　主宰する審理官　主任審理官　雨宮　　明

６　意見の聴取の手続

この意見の聴取（日本語で行います。）において意見を述べようとする者は、意見の聴取を能率的に行うため、様式１に必要な事項を記載して電波監理審議会主任審理官宛て（郵便番号100―8926東京都千代田区霞が関２丁目１番２号総務省内）に平成26年４月11日（金）（必着）までに、書面により提出してください。

また、電子情報処理組織を使用する方法による場合には、事前に総務省総合通信基盤局総務課へお問い合わせください。

なお、参加人として当該意見の聴取に関する手続に参加しようとする利害関係者には、その利害関係の内容について、後日、問合せをすることがありますので、あらかじめ了解願います。当該意見の聴取に出席していただくか否かについては、おって通知します。

７　その他

事案の内容については総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室（電話番号03―5253―5809）へ、６の意見の聴取の手続については同省総合通信基盤局総務課（電話番号03―5253―5829）へお問い合わせください。